

証券コード 9366
平成29年6月5日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目12番32号

株式会社サンリツ

代表取締役 三浦康英
社長執行役員

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の案内に従って平成29年6月22日(木曜日)午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目12番32号
SOUTH PORT 品川 12階 当社会議室
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第72期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日(木曜日)午後5時20分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添(次頁)の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成29年6月22日(木曜日)午後5時20分までにご行使ください。

以 上

-
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.srt.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した連結注記表及び個別注記表を含んでおります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

＜議決権行使サイトURL＞ <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがつて議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使期限は、平成29年6月22日(木曜日)午後5時20分までとなっておりますので、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。
7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。
8. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
9. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のWebブラウザ及びPDFビューアがインストールされていること (以下の組み合わせで動作確認をしています。)

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver. 7～9	Adobe® Reader® Ver. 9
Windows® Ver. 7	Internet Explorer® Ver. 8～11	Adobe® Reader® Ver. 11
Windows® Ver. 8.1	Internet Explorer® Ver. 11	Adobe® Reader® Ver. 11

※Windows、Windows Vista及びInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe及びReaderは、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

2. 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDD I 株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ使い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本の経済状況は、個人消費及び設備投資に足踏み感が見られましたが、企業収益の回復や雇用環境の改善を背景として、緩やかながら景気拡大が続きました。世界経済は、全体として回復基調を維持しているものの、政治・経済・軍事情勢の変化を受けて不透明感が強まりました。

物流業界におきましては、国内貨物は消費関連貨物をを中心に増加傾向が見られました。国際貨物は当期下期より中国向けの輸出入貨物をを中心に回復いたしました。

このような事業環境の中、当社は半導体製造装置の取扱額が増加したものの、無線通信機器の取扱額が減少したことで売上高が減少いたしました。利益面におきましては、売上高減少の影響及び一般管理費の増加により営業利益が減少いたしました。

国内連結子会社におきましては、主要顧客の製品取扱額の減少に加え、その他顧客において前期に発生した特需の反動により売上高は減少いたしました。営業利益におきましては、人件費等の原価削減に努めた結果、前年同期とほぼ水準となりました。

中国連結子会社におきましては、前期に華南地区の子会社2社を譲渡したことに加え、当期華東地区において、包装資材の企画設計・販売から梱包を含む国際物流業への事業再構築を進めたことで、売上高は減少いたしました。赤字体質からの改善が進み、事業の収益力は向上いたしました。

米国連結子会社におきましては、スチール梱包業務の本格稼働に加え、調達物流への取組みに努めた結果、売上高、営業利益ともに増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高146億26百万円(前年同期比6.5%減)、営業利益6億27百万円(前年同期比18.4%減)、経常利益4億78百万円(前年同期比23.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益2億58百万円(前年同期比15.3%減)となりました。

なお、中国華東地区の子会社再編により、特別損失として関係会社株式売却損90百万円、特別利益として関係会社株式清算益3百万円を計上しております。

(梱包事業部門)

無線通信機器の取扱額減少により売上高は減少いたしました。中国再編の影響及び半導体製造装置の取扱額増加により、セグメント利益は前年同期とほぼ同水準となりました。

この結果、当該部門の業績は、売上高103億62百万円(前年同期比5.6%減)、セグメント利益10億41百万円(前年同期比0.2%減)となりました。

(運輸事業部門)

無線通信機器の取扱額が減少した結果、売上高及びセグメント利益ともに減少いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高22億円(前年同期比11.5%減)、セグメント利益46百万円(前年同期比40.7%減)となりました。

(倉庫事業部門)

工作機械保管額の減少により売上高は減少いたしました。事業所閉鎖に伴う原状回復費用が前期3月に発生した影響により、セグメント利益は増加いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高18億2百万円(前年同期比5.8%減)、セグメント利益3億72百万円(前年同期比3.0%増)となりました。

(賃貸ビル事業部門)

フリーレント期間の設定及び修繕費用等の発生により、売上高及びセグメント利益ともに減少いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高2億61百万円(前年同期比3.7%減)、セグメント利益77百万円(前年同期比6.1%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、2億10百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

この先の我が国の経済は、世界経済の回復や経済政策に伴う公共投資の執行などにより、企業生産活動の持ち直しが持続するほか、雇用・所得環境も緩やかながら回復が見込まれ、引き続き国内景気の回復が続くことが期待される一方で、世界的な保護主義の広がりや地政学リスクの高まりなどがリスクとして懸念されています。

当グループを取り巻く環境は、世界経済の持ち直しを受け、アジア向けを中心に輸出貨物の増加が見込まれるものの、国内貨物の総輸送量は前年比で小幅な動きに留まるものと予想されます。

このような経営環境の変化に対処すべく、当グループは、新たに掲げたビジョンのもと、平成32年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を策定いたしました。

①国内事業

精密機械/医療機器の取扱いをターゲットに、立地を考慮したノンアセット型新拠点を開設し、高度な庫内オペレーションと組み合わせたソリューション営業を展開することで、事業の拡大を図ってまいります。

②海外事業

当社の強みである梱包技術を海外にも展開し、かつ顧客に合わせたカスタムメイドの国際輸送ネットワーク構築を進めてまいります。

③組織体制

提案強化に向け、ソリューション営業に特化した統括部門を設置することで効果的かつ効率的な新規顧客開拓を進めてまいります。また、取扱製品群別に営業ターゲットを明確化した統括部門を設置することで、事業ごとのシナジーを活かした顧客開拓を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 69 期	第 70 期	第 71 期	第 72 期
		(平成26年3月期)	(平成27年3月期)	(平成28年3月期)	(当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千 円)		17,062,915	17,830,782	15,647,252	14,626,665
経 常 利 益 (千 円)		344,754	385,616	627,748	478,417
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)		108,110	126,859	305,506	258,657
1株当たり当期純利益(円)		18.01	21.13	50.90	45.03
総 資 産 額 (千 円)		22,852,966	21,323,409	20,269,907	18,823,919
純 資 産 額 (千 円)		6,983,957	7,070,083	7,047,203	7,130,760

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
千葉三立梱包運輸(株)	千円 25,000	% 80	硝子及び一般貨物の包装梱包、工場内荷役作業、貨物自動車運送事業、倉庫業並びに包装資材の販売
山立国際貨運代理(上海)有限公司	千CNY 10,000	100	国際貨運代理業
SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc.	千USD 800	100	国際貨物の包装梱包、自動車運送事業、倉庫事業

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の3社であり、持分法適用会社はありません。
2. 蘇州新南包装制品有限公司は、出資持分の一部譲渡により、平成28年7月12日付で連結子会社から除外されました。
3. 張家港保税区新興南国際貿易有限公司は、平成29年2月17日付で清算結了いたしました。

(7) 主要な事業内容

部門別	主な内容
梱包事業	電子・通信機器、硝子製品、工作機械、医療機器等の梱包及び木箱製造等
運輸事業	電子・通信機器、硝子製品、工作機械及び医療機器等のトラック輸送
倉庫事業	保管、入出庫及び賃貸
賃貸ビル事業	事務所及び共同住宅の賃貸

(8) 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
当社本社	東京都港区	千葉三立梱包運輸(株)	東京都港区
白石事業所	宮城県白石市	山立国際貨運代理(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市
郡山事業所	福島県郡山市	SANRETSU LOGISTICS AMERICA Inc.	米国 カリフォルニア州
筑波事業所	茨城県稲敷郡		
埼玉事業所	埼玉県児玉郡		
成田第一事業所	千葉県成田市		
成田第二事業所	千葉県成田市		
八王子事業所	東京都八王子市		
横浜事業所	神奈川県 横浜市鶴見区		
京浜事業所	神奈川県 横浜市神奈川区		
厚木事業所	神奈川県厚木市		
山梨事業所	山梨県中巨摩郡		
上田事業所	長野県上田市		

(9) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
梱包事業	240名	7名増
運輸事業	—	2名減
全社（共通）	131名	9名減
合計	371名	4名減

- (注) 1. 上記従業員には、臨時従業員は含まれておりません。
なお、臨時従業員の期中平均人員は、305名であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	248名	3名増	41.7歳	14.2年
女性	41名	1名増	37.7歳	11.5年
合計又は平均	289名	4名増	41.1歳	13.8年

- (注) 上記従業員には、臨時従業員は含まれておりません。
なお、臨時従業員の期中平均人員は、297名であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
㈱三井住友銀行	3,433,826 千円
㈱りそな銀行	1,158,450
三井住友信託銀行㈱	1,009,100
㈱三菱東京UFJ銀行	430,400
㈱みずほ銀行	217,103
明治安田生命保険（相）	100,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,006,373株（自己株式423,992株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 2,837名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	384 ^{千株}	6.89%
サンリツ共栄会	353	6.33
(株)三井住友銀行	183	3.29
三井住友信託銀行(株)	181	3.25
(株)りそな銀行	169	3.04
野島岳史	143	2.57
日本建設(株)	134	2.41
(株)三菱東京UFJ銀行	132	2.37
日本マスタートラスト信託銀行(株)	103	1.85
横河電機(株)	94	1.69

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(423,992株)を控除して計算しております。
2. 上記の持株数のうち信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 384千株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三浦 正英	代表取締役会長	
三浦 康英	代表取締役社長執行役員	
平 輪 貢	取締役専務執行役員 事業本部 部長	
田 中 光晴	取締役常務執行役員 管理本部 部長	
尾留川 一仁	取締役執行役員 管理本部 副本部長	千葉三立梱包運輸㈱代表取締役社長 山立国際貨運代理（上海）有限公司董事長 SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. President
松 尾 学	取締役執行役員 事業本部 副本部長	
篠 田 易男	取締 役 (監査等委員・常勤)	
山 崎 公敬	取締 役 (監査等委員)	
稲 永 誠	取締 役 (監査等委員)	

- (注) 1. 篠田易男、稲永誠の両氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役 篠田易男、稲永誠の両氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 篠田易男氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 三浦康英氏は、平成29年2月22日付で千葉三立梱包運輸㈱代表取締役社長を辞任しております。
6. 尾留川一仁氏は、平成29年2月22日付で千葉三立梱包運輸㈱代表取締役社長に就任いたしました。
7. 当社は、平成28年7月12日付で蘇州新南包装制品有限公司の出資持分の一部を蘇州玖得奇電子科技有限公司に譲渡し、持分比率が10%となったことに伴い、尾留川一仁氏が平成28年7月11日付で蘇州新南包装制品有限公司董事長を辞任いたしました。
8. 張家港保稅区新興南國際貿易有限公司は、平成29年2月17日付で清算結了となり、尾留川一仁氏が同日付で同社董事長を退任しております。

9. 当事業年度中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
平 輪 貢	取締役専務執行役員 事業本部長	取締役専務執行役員 国内事業本部長	平成28年7月1日
尾留川 一仁	取締役執行役員 管理本部副本部長	取締役執行役員 海外事業本部長	平成28年7月1日
松 尾 学	取締役執行役員 事業本部副本部長	取締役執行役員 国内事業本部副本部長	平成28年7月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役篠田易男、稲永誠の両氏及び監査等委員山崎公敏氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は監査等委員が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、年間報酬額の2年分を損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役の報酬等の額

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の額				対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	156,074	156,074	—	—	—	6
取締役 (監査等委員)	21,628	21,628	—	—	—	3
(うち社外取締役)	(16,228)	(16,228)	(—)	(—)	(—)	(2)
合 計	177,702	177,702	—	—	—	9

(注) 当事業年度末日現在の取締役は9名(監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役3名)であります。

(4) 取締役の報酬等の決定に関する方針

① 取締役（監査等委員であるものを除く。）

報酬額は、株主総会の決議によって定め、各取締役の報酬については、「固定報酬」と経営責任を明確にするとともに、業績向上へのインセンティブを高めるための「業績連動報酬」によって構成されております。

「業績連動報酬」は、当初公表した当該年度の通期連結経常利益の達成度合いに応じ支給額を決定し、達成率70%を下限、達成率120%を上限として支給することとしており、取締役会でこれを定めております。

② 監査等委員である取締役

報酬額は、株主総会の決議によって定め、配分は監査等委員である取締役の協議によりこれを定めております。

なお、報酬等の総額は、すべて基本報酬であります。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な状況

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当社での主な活動状況
取締役 (監査等委員)	篠田 易男	—	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査等委員会17回のうち16回に出席いたしました。他業界にて培われた豊富な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	稲永 誠	—	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査等委員会17回のうち17回に出席いたしました。法律事務所にて培われた法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34,800千円
② 当社及び当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

会計監査人が監査契約の履行に伴い当社に損害賠償責任を負う場合は、会計監査人の報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定契約が認められているのは、会計監査人に善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、原則として、会計監査人の会社法、公認会計士法等に対する法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に提出することをその方針といたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「取締役会規則」その他関連規程に基づき、適法かつ適正に取締役会における報告及び決議を行います。社長執行役員直轄の総合監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務・会計監査を通じ、社内各部門及び子会社の業務が法令及び定款、社内諸規程に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査いたします。

また、当グループに適用する「コンプライアンス(法令順守)規程」を制定し、内部通報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「取締役会規則」及び「文書取扱規程」に基づき、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要情報を保存・管理しております。

- ③ 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

A. 当社は、当グループの企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止及び万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立を目的として、「リスク管理規程」を制定しており、リスク管理会議を設置しリスク管理体制の整備に努めております。

B. 不測の事態が生じた場合には、社長執行役員が統轄する対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応策を講じます。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A. 当社は、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。取締役会は重要事項の決定並びに取締役及び使用人の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会において、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行います。

- B. 全ての執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催し、取締役会に係る重要執行案件の審議及び執行役員会に係る案件の決議を行うとともに、取締役会決議事項に基づき、業務執行に関する各種施策の検討、執行状況の確認、報告等を行います。
 - C. 業務の執行については、将来の事業環境を踏まえ中長期の経営計画及び各年度予算を策定し、各部門において目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- A. 当社及び子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行います。
 - B. 当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。
 - C. 内部統制部門(総合監査室及び経理部)は、海外を含めた子会社の監査を実施し、監査結果を取締役会及び担当部門並びに監査等委員会に報告します。また、当グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行い、必要に応じ助言、改善提案等を行います。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の他の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- A. 監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、総合監査室所属の使用人の中から補佐する者を求めることができます。
 - B. 選定された監査等委員は、当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができます。なお、当該使用人は、指示された職務について、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- A. 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人は、監査等委員会に以下を報告します。
- 内部統制に関わる部門の活動
 - 重要な会計方針・会計基準及びその変更
 - 業務及び業績見込みの発表の内容・重要開示書類の内容
 - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した時は、その内容
- B. 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員であるものを除く。)又は使用人にその説明を求めます。
- C. 当グループの取締役及び監査役並びに使用人は、「コンプライアンス(法令順守)規程」に基づき、コンプライアンス上の問題点を発見した場合に、内部通報窓口に通報・相談を行うことができます。同窓口は、その内容を速やかに監査等委員会に報告いたします。また、当グループ各社は、不正行為等を通報した者に対し、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱い(不作為を含む)や、人格や人としての尊厳を侵害する行為をしてはならないことを規定しております。
- ⑧ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務遂行について生じる費用又は債務は、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、会社が負担することとしております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- A. 監査等委員は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
- B. 総合監査室は、監査等委員会と十分な連携を取り、総合監査室の行う内部監査の結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会による監査の実効性を高める協力体制を確保しております。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
 - A. 当グループに適用する「反社会的勢力排除対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと(排除)を周知徹底し、仮に反社会的勢力との接触があった場合における対処を周知、徹底しております。
 - B. 所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にし、「反社会的勢力排除連絡会」を設置し、グループ内の情報展開を行います。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - A. 社長執行役員は、連結財務諸表を構成する当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的計画及び方針を報告年度単位に作成し、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告しております。
 - B. 総合監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備および不備の改善状況を含む。)を把握、評価し、それを社長執行役員に報告しております。
 - C. 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務執行状況を監査しております。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、「内部統制監査実施基準」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、監査等委員会と内部監査を担当する総合監査室とが連携して、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

業務執行取締役及び監査等委員である取締役は、「内部統制決議及び事業報告に関する評価」及び「内部統制システムの構築運用の状況に関する評価」を実施しており、内部統制システムにおける現状と課題について、監査等委員会から取締役会へ報告及び改善の要請を実施しております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の取締役・使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明並びに各種媒体での周知を行っており、法令及び定款を順守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は「コンプライアンス(法令順守)規程」に基づき、監査等委員及び総合監査室長を内部窓口、法律事務所を外部窓口とした内部通報制度を設けており、当社及び子会社の取締役・使用人に対し、各種媒体での通報・相談体制の周知を行っております。通報者に対しては、解雇その他不利益な取扱いを禁止し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

社長執行役員を主宰者とするリスク管理会議を四半期に一度開催し、各分野の所管部門が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「財務」「事業」「労務」「購買」「運輸」「システム」「コンプライアンス」「環境」「災害」「物流事故」等のテーマで横断的に分析・評価を行いました。

④ 内部監査

総合監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。総合監査室は、その内部監査の結果につき、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、該当部門に対して改善指導等を実施いたしました。

- (3) 株式会社の支配に関する基本方針
特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,863,083	流動負債	3,700,053
現金及び預金	1,424,499	支払手形及び買掛金	569,547
受取手形及び売掛金	3,047,473	短期借入金	1,813,819
原材料及び貯蔵品	107,259	リース債務	246,230
繰延税金資産	110,355	未払法人税等	46,545
その他	179,494	賞与引当金	275,596
貸倒引当金	△6,000	その他	748,314
固定資産	13,960,836	固定負債	7,993,105
有形固定資産	12,098,323	長期借入金	4,535,060
建物及び構築物	7,666,118	リース債務	1,860,184
機械装置及び運搬具	86,494	退職給付に係る負債	826,544
土地	2,303,455	資産除去債務	414,947
リース資産	2,010,548	長期預り金	207,625
その他	31,706	金利スワップ	148,743
無形固定資産	105,164	負債合計	11,693,159
ソフトウェア	104,490	純 資 産 の 部	
その他	674	株主資本	7,055,060
投資その他の資産	1,757,348	資本金	2,523,866
投資有価証券	450,683	資本剰余金	2,441,128
破産更生債権等	8,047	利益剰余金	2,298,688
繰延税金資産	662,528	自己株式	△208,622
その他	640,552	その他の包括利益累計額	△23,514
貸倒引当金	△4,464	その他有価証券評価差額金	154,086
		繰延ヘッジ損益	△103,198
		為替換算調整勘定	△6,478
		退職給付に係る調整累計額	△67,924
		非支配株主持分	99,214
		純資産合計	7,130,760
資産合計	18,823,919	負債純資産合計	18,823,919

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,626,665
売 上 原 価		11,750,669
売 上 総 利 益		2,875,996
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,248,832
営 業 利 益		627,163
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	580	
受 取 配 当 金	9,468	
保 険 収 入	5,815	
為 替 取 差 益	4,898	
そ の 他	5,801	26,565
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	148,925	
支 払 手 数 料	26,000	
そ の 他	386	175,311
経 常 利 益		478,417
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	105	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,960	
関 係 会 社 株 式 清 算 益	3,356	5,422
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3,047	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	75	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	90,971	94,094
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		389,745
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	123,600	
法 人 税 等 調 整 額	4,307	127,907
当 期 純 利 益		261,837
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		3,180
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		258,657

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	2,523,866	2,441,128	2,154,022	△3,200	7,115,816
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△108,044		△108,044
親会社株主に帰属する当期純利益			258,657		258,657
連結子会社の減少に伴う利益剰余金の減少			△5,947		△5,947
自己株式の取得				△205,421	△205,421
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	144,665	△205,421	△60,755
当 期 末 残 高	2,523,866	2,441,128	2,298,688	△208,622	7,055,060

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調 整額	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	106,369	△142,048	△51,478	△80,774	△167,932	99,319	7,047,203
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△108,044
親会社株主に帰属する当期純利益							258,657
連結子会社の減少に伴う利益剰余金の減少							△5,947
自己株式の取得							△205,421
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,717	38,850	44,999	12,850	144,417	△105	144,312
当期変動額合計	47,717	38,850	44,999	12,850	144,417	△105	83,556
当 期 末 残 高	154,086	△103,198	△6,478	△67,924	△23,514	99,214	7,130,760

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,380,773	流動負債	3,458,845
現金及び預金	1,116,986	支払手形	31,575
受取手形	203,922	買掛金	429,360
売掛金	2,711,921	1年内返済予定の長期借入金	1,735,343
原材料及び貯蔵品	71,044	リース債務	245,789
立替金	129,487	未払金	55,466
前払費用	21,675	未払費用	548,618
繰延税金資産	110,355	未払法人税等	45,457
その他	20,679	未払消費税等	1,504
貸倒引当金	△5,300	前受金	57,070
固定資産	13,739,896	預り金	43,805
有形固定資産	11,918,847	賞与引当金	264,855
建物	7,559,651	固定負債	7,776,090
構築物	41,079	長期借入金	4,485,460
機械装置	64,887	リース債務	1,860,184
車両運搬具	0	退職給付引当金	662,120
工具器具及び備品	20,235	資産除去債務	414,923
土地	2,222,887	長期預り金	204,658
リース資産	2,010,107	金利スワップ	148,743
無形固定資産	104,637	負債合計	11,234,936
ソフトウェア	103,963	純資産の部	
その他	674	株主資本	6,830,486
投資その他の資産	1,716,411	資本金	2,523,866
投資有価証券	422,468	資本剰余金	2,441,128
関係会社株	238,981	資本準備金	2,441,128
出資金	48,689	利益剰余金	2,074,114
破産更生債権等	8,047	利益準備金	137,746
長期前払費用	18,574	その他利益剰余金	1,936,368
繰延税金資産	415,790	別途積立金	1,512,000
差入保証金	562,328	繰越利益剰余金	424,368
その他	5,995	自己株式	△208,622
貸倒引当金	△4,464	評価・換算差額等	55,246
		その他有価証券評価差額金	158,444
		繰延ヘッジ損益	△103,198
資産合計	18,120,669	純資産合計	6,885,733
		負債純資産合計	18,120,669

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,062,426
売上原価	10,507,771
売上総利益	2,554,655
販売費及び一般管理費	1,945,331
営業利益	609,323
営業外収益	
受取利息	230
受取配当金	9,429
経営指導料	12,500
業務委託料	6,900
受取保険金	4,997
その他	6,511
営業外費用	
支払利息	146,907
社債利息	720
支払手数料	26,000
その他	386
経常利益	174,014
特別利益	
固定資産売却益	105
投資有価証券売却益	1,960
特別損失	
固定資産売却損	960
関係会社株式清算損	20,454
関係会社株式売却損	37,443
投資有価証券売却損	75
税引前当期純利益	58,933
法人税、住民税及び事業税	123,000
法人税等調整額	4,307
当期純利益	419,009
	127,307
	291,701

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,523,866	2,441,128	137,746	912,000	840,711	1,890,457
当 期 変 動 額						
別途積立金の積立 剰余金の配当				600,000	△600,000	—
当期純利益					△108,044	△108,044
自己株式の取得					291,701	291,701
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	600,000	△416,342	183,657
当 期 末 残 高	2,523,866	2,441,128	137,746	1,512,000	424,368	2,074,114

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,200	6,852,251	110,339	△142,048	△31,709	6,820,542
当 期 変 動 額						
別途積立金の積立 剰余金の配当		—				—
当期純利益		△108,044				△108,044
自己株式の取得	291,701	291,701				291,701
自己株式の取得	△205,421	△205,421				△205,421
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			48,105	38,850	86,955	86,955
当期変動額合計	△205,421	△21,764	48,105	38,850	86,955	65,191
当 期 末 残 高	△208,622	6,830,486	158,444	△103,198	55,246	6,885,733

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社サンリツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口直志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋田英明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンリツの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月16日

株式会社サンリツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口直志 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋田英明 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンリツの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、総合監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

株式会社サンリツ 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 篠 田 易 男 ㊞

監 査 等 委 員 山 崎 公 敬 ㊞

監 査 等 委 員 稲 永 誠 ㊞

(注) 監査等委員篠田易男及び稲永誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当グループは、収益に応じた株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、財務体質の強化と今後の国内外における事業展開等を総合的に勘案しつつ、積極的に配当を実施することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 16円 総額89,318,096円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員は、本総会終結時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定は、当グループの企業価値の向上に資する専門性や経験等を有し、かつ人格並びに見識ともに優れた者であることを条件とし、代表取締役の原案に基づき、取締役会の推薦を受け決定しております。

本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
1	みうら やす ひで 三浦康英 (昭和39年5月16日生)	昭和60年4月 池田梱包運輸㈱入社	18,435株
		昭和62年6月 当社入社	
		平成9年6月 取締役	
		平成15年4月 事業統括本部第三事業部長 兼事業統括本部包装技術部長	
		平成15年6月 常務取締役	
		平成19年6月 取締役常務執行役員兼事業本部長	
		平成20年6月 代表取締役専務執行役員	
		平成21年6月 代表取締役社長執行役員(現) 現在に至る	
		選任の理由	
		長年にわたり当社の取締役として事業部門を牽引し、医療機器関連の3PL分野への参入をはじめとして、事業拡大を果たしてまいりました。また、当社の主力事業である梱包事業のみならず、国際物流分野においても高い見識があるほか、梱包事業における外部団体の要職を務めております。これらの経験と高い推進力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数	
2	ひら　　わ　　みつぎ 平　　輪　　貢 (昭和33年7月22日生)	昭和57年4月 当社入社 平成12年7月 管理本部経理部長 平成15年6月 取締役 平成16年7月 企画室長兼管理本部経理部長 平成19年6月 取締役常務執行役員 支援本部長兼経理部長 平成20年4月 事業本部長(現) 平成27年7月 取締役専務執行役員(現) 現在に至る	7,700株	
		選任の理由		
		当社において管理部門、事業部門いずれもの経験を有し、幅広い知見を有しております。現在は、国内事業部門の責任者として、事業の再編を行い収益力の向上を図るなど、多くの成果を上げてまいりました。また、経理、企画業務に携わった経験から、財務においても高い見識を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。		
3	た　　なか　　みつ　　はる 田　中　光　晴 (昭和28年3月11日生)	昭和51年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成22年4月 日興コーディアル証券(株)(現SMB C 日興証券(株))入社 専務執行役員 平成23年3月 同社専務取締役 平成25年3月 同社顧問 平成26年4月 当社入社 執行役員管理本部副本部長 平成26年6月 取締役常務執行役員(現) 管理本部長(現) 現在に至る	4,500株	
		選任の理由		
		銀行、証券会社にて長年にわたり要職を経験し、高い専門性と幅広い経験を有しております。現在は、管理部門の責任者として、コスト管理の徹底に加え、内部統制の管理強化、教育制度の改革などに大きく貢献を果たしました。管理基盤をより強固なものとしていくためには、その高い専門性と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
4	びるかわ かずひと 尾留川 一仁 (昭和36年10月27日生)	昭和59年4月 当社入社 平成15年6月 取締役 平成16年7月 管理本部人事・総務部長 平成19年7月 執行役員総務部長 平成20年4月 執行役員事業副本部長 平成20年6月 取締役執行役員(現) 平成21年6月 事業本部国際事業部部長 平成25年1月 国際事業本部副本部長 平成26年6月 国際事業本部長 平成28年7月 管理本部副本部長(現) 現在に至る (重要な兼職の状況) 千葉三立梱包運輸㈱代表取締役社長 山立国際貨運代理(上海)有限公司董事長 SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. President	6,880株
選任の理由			
入社以降、管理部門において要職を経験し、法務をはじめ管理業務に対して幅広い知見を有しております。現在は、海外事業部門の責任者として、海外子会社の業績安定化、三国間取引の拡大に尽力し、成果を上げております。今後の国際物流分野の更なる拡大に向けて、その高い専門性と豊富な経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。			
5	まつ お まなぶ 松尾 学 (昭和40年4月2日生)	昭和63年4月 当社入社 平成15年4月 事業統括本部山梨事業所長 平成18年7月 統括本部村山事業所長 平成21年7月 執行役員事業本部第一事業部長 平成27年6月 取締役執行役員(現) 平成27年7月 国内事業本部副本部長 平成28年7月 事業本部副本部長 現在に至る	2,400株
選任の理由			
入社以降、当社の梱包事業に従事し、幅広い経験を有しております。平成21年からは執行役員として、新規事業の立ち上げを成功させたほか、原価低減による利益率向上を図るなど、多くの成果を上げてまいりました。今後の更なる成長に向けて、事業経験により培った経験と実行力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。			

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数	
1	しの だ やす お 篠 田 易 男 (昭和24年10月2日生)	昭和47年4月 ㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行)入行 平成13年4月 日比谷総合設備㈱入社 平成13年6月 同社取締役 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成24年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社取締役(監査等委員)(現) 現在に至る	2,000株	
		選任の理由		
		銀行にて長年にわたり要職を経験し、その後設備事業会社において経営に携わるなど、他業界での幅広い経験にて培われた高い見識を有しており、常勤監査役、監査等委員として当社の監査体制強化に取り組んでまいりました。引き続き、経営体制の監視を高い水準で維持していくためには欠かせない人物であると判断し、取締役候補者といたしました。		
2	いお なが まこと 稲 永 誠 (昭和29年12月23日生)	昭和52年4月 矢田・坂本法律事務所 (現矢田法律事務所)入所(現) 平成19年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役(監査等委員)(現) 現在に至る	10,600株	
		選任の理由		
		法律事務所における長年の業務経験によって培われた高い法律知識を有しており、非常勤監査役、監査等委員として、特に法律的な知見からの適宜的確な意見表明がなされております。法律面からの監視・監督機能を引き続き維持し、コーポレート・ガバナンスを充実させるために、候補者の経験、知識が必要であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
3	※ たか はし ひろ みつ 高 橋 弘 充 (昭和29年9月23日生)	昭和52年4月 ㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行)入行 平成5年4月 ㈱山形銀行入行 平成21年6月 同社取締役 平成26年10月 山銀リース株式会社入社 平成26年10月 同社取締役社長(現) 現在に至る	0株
	選任の理由		
	銀行、リース会社における長年の業務経験を通じ、財務面を中心に高い専門性と幅広い経験を有しております。これらの経験を活かし、当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
3. 篠田易男氏、稲永誠氏及び高橋弘充氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、篠田易男、稲永誠の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて篠田易男氏、稲永誠氏及び高橋弘充氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。
4. 篠田易男、稲永誠の両氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
5. 取締役の責任限定契約について
当社は、本議案が原案どおり承認された場合、篠田易男氏、稲永誠氏及び高橋弘充氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、当該責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役1名は、本総会終結時をもって任期満了となりますので、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
田中 庸介 (昭和37年5月30日生)	平成8年4月 司法修習修了 弁護士登録 平成22年6月 弁護士法人東町法律事務所入所(現) 現在に至る	0株
選任の理由		
直接企業経営に関与した経験はありませんが、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監視・監督するとともに、専門的な見地からの発言を期待できる人物であることから、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 田中庸介氏は、弁護士法人東町法律事務所に所属しており、当社と同法律事務所との間には顧問契約があります。
2. 田中庸介氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 取締役の責任限定契約について

当社は、本議案が原案どおり承認され、田中庸介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによつて当社に対して損害賠償責任を負う場合は、当該責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

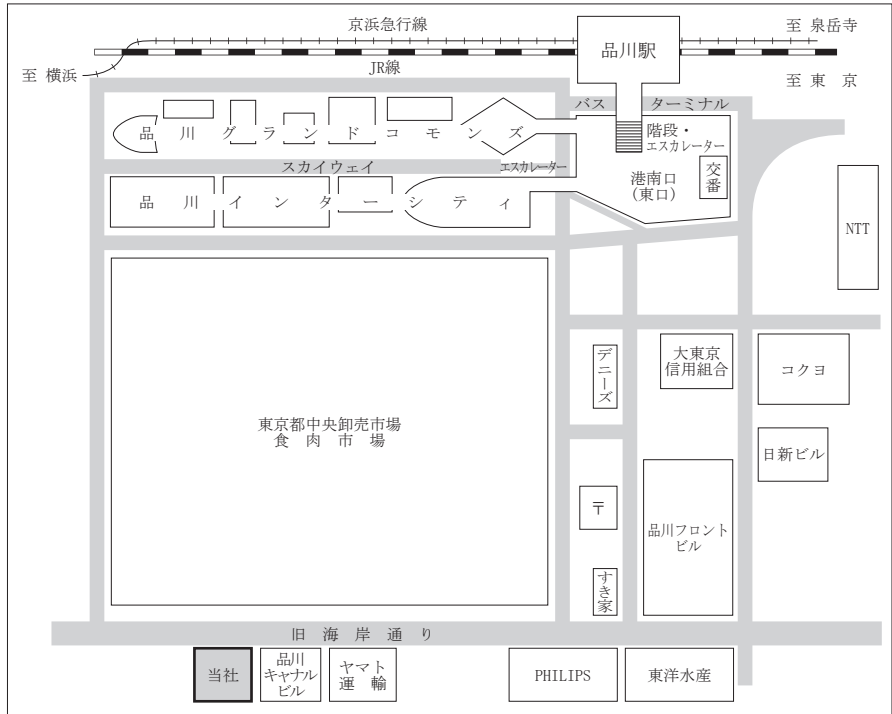
以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区港南二丁目12番32号

SOUTH PORT 品川 12階

当 社 会 議 室



最寄駅

JR線及び京浜急行線の品川駅から徒歩約10分です。

駐車場の準備をしておりませんので、公共交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。